

令和２年度 第１回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律27条第１項による

２．日 時 令和２年４月10日 午後１時30分

３．場 所 ろくじ館会議室

４．議 題 議案第１号 農地法第３条許可申請書審議について

議案第２号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について

議案第３号 甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一

２番 長野 和代

３番 中村 幸信

４番 松本 茂

５番 平井 豪

６番 奥名 政成

７番 清住 昇

８番 佐藤 礼治

９番 福永 浩紀

10番 岡本 篤幸

11番 五嶋 靖

12番 中村 峯子

13番 島津 和徳

14番 本田 廣正

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

井上 良治

本田 忠文

志垣 保博

伊佐 浩二

坂本 秀孝

坂本 導成

緒方 寛二

上村 敦之

７．欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

田上 安幸、河嶋 隆雄

８．議事録署名人

12番 中村 峯子

14番 本田 廣正

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 定刻になりましたので、総会を始めます。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名で、甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを報告します。

ただいまから令和2年度第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局 会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。今課長よりありましたように、令和2年度第1回目の農業委員会でございます。

世の中は今コロナ禍一色で、連日テレビあるいは新聞等で報じられております。今日は皆さんにマスクの着用をお願いしましたところ、全員着用していただいております。さらには、窓も開放しておりますので、よろしく願いしておきます。

さて、本年度の第1回目ではありますが、昨年から農業委員あるいは最適化推進委員をされている方は、2年目を迎えられるすし、それ以前からされている方も数名いらっしゃいます。

このため、今年度の活動は去年と同じではいけないと思いますので、昨年の実績、あるいは経験をもとにしながら、よりよい農業委員会活動ができますよう、冒頭皆様方をお願いをしておきます。

さて、本日は3条案件、さらには基盤強化法の関係、さらには年度当初の農業委員会でありますので、年間スケジュール等も事務局から提案をするようになっておりますので、皆さんの忌憚のない意見をお願いしたいと思います。

簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、12番委員の中村峯子委員とそれから14番委員の本田廣正委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

- 会 長 それでは、審議に入りたいと思います。
- 議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請書審議についてを議題とします。
- 説明をお願いします。
- 事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請書審議について。
- 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。
- 令和 2 年 4 月 10 日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 以上です。
- 会 長 それでは、番号 1 番につきまして、11 番委員の五嶋委員から説明をお願いします。
- 1 1 番 番号 1 番について説明いたします。
- （申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）
- 会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 申請地の位置の説明。
- 会 長 続きまして、11 番委員の五嶋委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 1 1 番 農地の所有権移転（有償）について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、野菜の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は 90 日程度であり、取得後も農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が 8,973 平米で下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、問題ないと思われます。 以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っておりますので、9 番委員の福永委員から説明をお願いします。
- 9 番 先月の 3 月 26 日に、会長、佐藤委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字上早川字大原にある農地 1 筆です。
- 申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。 以上です。
- 会 長 ただいま 9 番委員の福永委員から現地調査の報告、また 11 番委員の五嶋委員から農地法第 3 条第 2 項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和2年4月10日提出、農業委員会会長名です。

次のページをお願いいたします。

甲農第2385号、令和2年3月25日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和2年度第1回でございます。まずは、農地利用集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、3年の田が1筆の1,311平米だけとなりますので、賃借権の再設定の計は田が1筆の1,311平米となります。また、賃貸借の新規としまして、3年の田が1筆の1,072平米、6年の田が1筆の1,047平米、同じく6年の畑が7筆の8,062平米、10年の田が6筆の4,743平米、同じく10年の畑が6筆の5,856平米となります。このため、賃借権の新規の計としましては、田が7筆の5,790平米、畑が14筆の14,990平米となり、賃借権の小計としましては、田が8筆の7,101平米、畑が14筆の14,990平米となります。

使用貸借権につきましては、再設定の10年の田が1筆の882平米だけですので、小計といたしましても田が1筆の882平米となります。このため、今回の利用権設定の合計としましては、田が9筆の7,983平米、畑が14筆の14,990平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。以上です。

会 長

それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画

についてを審議します。

事務局 番号１について、事務局から説明をお願いします。

それでは、番号１について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号１の相手方（譲受人）は、船津集落で地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、花木を栽培されております。

今回の申請地には花木の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。 以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から、番号１について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご意見はございませんか。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、番号１については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号２について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号２について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

番号２の相手方である譲受人は、認定農業者で、中早川集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、飼料用米を栽培されております。今回の申請地にも米、飼料用米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号２について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは番号2については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3から番号6までの相手方（譲受人）が同一なので、一緒に審議したいと思いますが、その中の番号6の譲渡人は、最適化推進委員の坂本委員です。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当されますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（坂本委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号3から番号6について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、譲受人の状況について説明。

番号3から番号6までの相手方（譲受人）である株式会社つかさ農園は、御船町の認定農業者で、豊秋集落の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、キャベツ、ジャガイモを栽培されています。今回の申請地にはキャベツ、ジャガイモの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号3から番号6について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

山内委員、どうぞ。

○1番

借りられる土地が、ばらばらなんですけども、何か理由があるのですか。

通常は、近くにまとめて借りるのだろうと思うのですが。

この案件は、貸手の方が貸したいということで出た土地なののでしょうか。

会 長

事務局、説明よろしいですか。

事務局

この案件は、譲受人のほうで貸してほしいということで、土地を探されていたそうので、最適化推進委員さんと連絡を取り合って、土地を紹介されたというふうにお聞きしております。 以上です。

○1番

借りるほうからするとまとまっていたが良いの。そういった思いがあったのでお尋ねしました。

事務局

先ほどの山内委員の関連でよろしいでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

事務局

確かに借りられる方は、借りる土地が集積していた方がいいと思います。

しかし、皆さんご存じのように、今、畑を見ますと、遊休農地になっている部分と耕作されているのが、きれいに分かれているなら良いのですけれども、なかなかそういう状況ではないと。

先ほど古田係長が説明しましたように、今日は最適化推進委員さんもいらっしゃいますが、そういう荒れているところとその近くですね。

借りられる人たちのためでもありますけれども、農地を持っておられる人たちの意向を調べていただくと良いのではないかと思います。

今は作っているかもしれませんが、あと何年かすると、作れなくなる可能性もありますので、そういうような意向を聞いておくと、借りられる人もついでにその近くもということになると思います。

それと、少し余談ですけども、福岡の業者さんからも、せめて1ヘクタールぐらいのまとまりがある農地を貸して欲しいというお尋ねがあっています。

キウイの栽培をしたいということで、土地を探しておられますけれども、今申し上げましたように、1ヘクタールの広がりで空いている農地はなかなかありません。この借りたいという農地は、遊休農地でも結構ということですけども、遊休農地でも1ヘクタールまとまってというのは今のところは難しいということで、お話しをしています。

また、今後、定例会で農業委員の皆さん、あるいは最適化推進委員さんの皆さんにお会いしますので、そのときに声かけをしておきますのでというようにも話しています。

このように、借りられる方は、徐々にではありますがいらっしゃいます。

皆さんたちが最適化の推進の活動をされる中で、農地を貸したいというような案件が出てきましたら、事務局までご一報いただければと思います。

以上でございます。

会 長 山内委員、よろしいですか。

ほかに何かご意見はございませんか。

佐藤委員、どうぞ。

○8番 つかさ農園株式会社って書いてありますが、人数っていいですか、能力っていいですか、分かるのなら教えて欲しいのですが。

事務局 申し訳ありませんけど、資料を持ってきていませんので、調べて報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

○7番 今の件ですけど、おやじさんが去年の農業コンクールに出ておられます、構成員としては、息子さんが二人と奥さん、あと雇人、男の方二人を雇っておられます。うちの家のすぐ近くで、農地を借りられ、ハウスで育苗、苗床やっておるよう

な状況です。

大型トラクターとか、それからジャガイモは契約栽培で今やっておられます。そういうことで、よろしいでしょうか。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

私が知っているのは、ジャガイモはカルビーさんと契約栽培をされて作られており、作業の手が足りないときはパートで近所の奥さんたちを何人か雇用されているみたいです。私もそういう情報はちょっと聞いています。

事務局 すみません、清住委員さん、あそこの松永石油の東側にキャベツを植えられているところですかね。

○7番 そうです。あの辺はキャベツですね。

事務局 あの辺でキャベツを植えられているという話は聞いております。

県道嘉島甲佐線を嘉島方面に行かれたときに、御船町の増見鶴付近にファミリーマートとか松永石油がありますが、この付近でキャベツを植えられていると思います。

○7番 育苗床は●●さんの農地を借りて、そこにハウス建てて、現在やっておられます。

会 長 ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

推進委員 今の件ですが、確かに、かなりの面積を借りて農業をされていますが、拡大し過ぎて面があって、なかなか管理がちょっと行き届いてないところが見られますので、その辺の意見を付け加えておきます。

会 長 今、最適化推進委員の上村さんからありましたように、拡大し過ぎて、例えば大豆植えた後、植えたがちょっと管理ができていないとか、そういう意見も出ているようです。

はい、どうぞ。

○2番 ここの農道は、狭いのですが、大型機械を持ってこられるのでしょうか。

ジャガイモを掘る機械って、あの御船のジャガイモの収穫機があるじゃないですか、1回見たことあるのですけれど、あれで来られるのですかね。大型機械はいいのですけど、道は通れるのかな。それを知って作られるのですよね。

2、3日前、グリーンセンターの近くにトラクターが停まっていたでしょう。●●さんの畑におられた、あの人たちですか。

○14番 いや、違う、あれは緑川森林組合の人たちでしょう。

あれは木を伐採されているのですした。

○2番 あの人たちは、関係ないのですか。大型機械で来られるのなら大丈夫ですかね。

○14番 実は、私、大豆を刈にいったのだけど、入り口がないから、入ることも大変だったのですよ。段差があってね。一番低いところを探して何とか入ったから。道は確

かに狭い。

会 長 まあ、事情はあるかもしれませんが、頑張られることはいいことだからですね。

○2番 それが心配ですね。

○7番 上村さんが言われたように、去年、大豆を植えられた畑はさんざんだったと思いますね。というのが、植えるのも遅かったし、貸す、貸さないってことで、大分時間もかかれたみたいで。だから、大豆植えるのが遅くなったという話も聞いております。

このようなことでは、誰も貸さなくなるぞっていう話はしておいたのですけれど。

○2番 畑は、今からキャベツと大豆植えられるのですか。ジャガイモはもう遅いと思いますけどね。

推進委員 キャベツはいいと思うけれども、大豆なら遅くなると植えっぱなしになると思うので、だから、草だらけになるのですよ。

○7番 確かに言われたとおり、その辺の懸念は大豆ではあると思います。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 今、農業委員さん、最適化推進委員さんからご意見を頂いておりますけれども、一応見ていただきますと分かりますように、使用貸借じゃありませんので、小作料も反当あたり1万円というような額を払われます。

その辺のところはやはり企業ですので、考えてされると思います。

皆さんたちのご意見については、申請者の方には伝えておきます。

特に、農地所有適格法人ですので農地を適正に管理しないと駄目ですよということはおっしゃっております。

ただ、先ほど申し上げましたように、農地所有適格法人ですので、解除条件というのは付きませんけれども、その分、小作料等についてはお支払いされるので、企業的な感覚からすると、収益がなくて小作料だけを払うということはされないと思います。以上でございます。

会 長 事務局から総括的な説明がありました。ほかに何かご意見はありませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。それでは、番号3から番号6については、原案のとおり承認をいたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

会 長 続きまして、番号7について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号7について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号7の相手方である譲受人は認定農業者で、船津集落の人・農地プランにも位置づけられているなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、花木を栽培されています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長

ただいま事務局から番号7について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号7については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号8から番号10については、相手方(譲受人)が同一なので一緒に審議したいと思いますが、この案件の相手方(譲受人)は農事組合法人「津志田」で、農業委員の山内委員がこの法人の役員をされています。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当されますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(山内委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号8から番号10について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、譲受人の状況について説明いたします。

番号8から番号10までの相手方(譲受人)である農事組合法人「津志田」は、認定農業者で、津志田地区の人・農地プランにも位置づけられているなど、地域の中心経営体として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長

ただいま事務局から、番号8から10について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい、どうぞ。

○14番 この申請地の池田は苗床ですよ。今効率よくって言われたけど、この圃場は、コンバイン入ったらすぐ出ないといけないのですよ。畔倒とかしないと効率的な、作業はできないのですよ。

事務局 今、津志田の法人の組合長さん、区長さんでもありますけども、今おっしゃったように、津志田地区としても圃場が狭いということで、畔倒しをされておられます。

こういう狭いところについては、本来であれば法人としては借りたくないというようなところだと思いますけれども、津志田地区としては農地が荒れないように、少しでも利用しやすいように、あぜ倒しをしながら耕作をしていこうということで、今考えておられるところでございます。

以上です。

会 長 本田委員、よろしいですか。

ほかに何かありませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号8から番号10については、原案のとおり承認をいたします。

山内委員の入室を認めます。

(山内委員入室)

それでは、議案第3号、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について。

甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)を別表のとおり作成したいので、意見を求めるものでございます。

令和2年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは16ページをお願いします。

令和2年度甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、令和2年度の甲佐町農業委員会の業務スケジュール(案)について説明します。

この業務スケジュールにつきましては、冒頭で会長からご挨拶の中でもありましたけれども、最適化推進委員さん、農業委員さん、今年で2年目になられて、昨年度より活動の範囲を広げたいというような会長の思いもございます。

事務局もそれに合わせて頑張っていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、業務スケジュール（案）についてご説明を申し上げます。

まず、一番左に業務名ということで入れております。その次からが、4月、5月、6月、7月、8月、来年の3月までということで、月ごとに活動を書いております。

その右側が農業委員さん、その隣が最適化推進委員さん、それと事務局ということで分けております。少し長くなりますので、かいつまんで説明をさせていただきたいと思います。

一般事務といたしましては、今日行われております定例会が原則10日ということで、会議規則で規定してあります。

10日が休みのときには、その前後、皆さんたちにご意見を頂いて決定をしますが、大体毎月定例会は開く予定です。

議案がないときは、当然休みということになりますけれども、今のところ定例会がなかったことはございません。

その下ですけれども、これにつきましては農地法関係ということで、3条、4条、5条の申請、それと、あっせん、調停、紛争とありますけれども、これについても幸いながら当甲佐町ではそういう紛争等はございません。

これは、農地法の中の25条から28条にありますので、関心がある方は帰って見ていただくとよろしいかと思っておりますけれども、和解の仲裁とか仲介とかいうようなことが農業委員の責務としてあるというところでございます。

今日も定例会を行っていますが、それで決まったこと、皆さんたちから許可を頂いた分につきましては、農家基本台帳の整理をしていくということで、これはその都度その都度整理していくということで、通年ということでしております。

右のほうに行ってください、農業委員さんたちの業務といたしましては、農地の権利移動とか農地転用等の現地確認、あるいは審査、今日の定例会での説明をしていただいたり、審議していただいたりというところでございます。

それと、最適化推進委員さんにおかれましては、担当地区における活動の報告、あるいはここに来て意見を述べていただくというところになっております。

事務局といたしましては、その業務に絡むところの窓口での相談の業務だったり、あるいは議案書の作成だったり、説明内容のシナリオの作成だったりしているところでございます。

業務名の下の左のほうに行ってください、農地利用の最適化の集積ということ

で、これは平成28年度から新たな農業委員会制度になって義務付けられたということで、三つ業務、農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止、あるいは新規参入の促進が義務づけられておりますけれども、その業務をやっていく中で、やはりこれは会長の念願でもありますけれども、非農地化対策というのが一番問題になってきます。

遊休農地をいつまでもそのままにしておくことはできませんので、遊休農地は解消するか、あるいは農地から外すということで、今回は、4月から7月ぐらいまでその事前検討をするというところでしております。

この非農地化につきましては、皆様方に8月に30条に基づき農地の利用状況調査をしていただいて、その後、32条でその意向を調査していただきます。

遊休農地の調査については、1号、2号とかになっておりますけれども、その中で、荒廃農地については、A分類、B分類、なかなか区別が難しいところでございますが、B分類になった農地は、山林化して農地に返らないという農地です。

これについては、農振農用地、甲佐は非常に農振農用地に入っておりますけれども、農振農用地については、非農地化はできない。

これについては、農業振興地域の整備に関する法律があつて、甲佐町では経営係なのでやっておりますけれども、ここと調整をしながら、農振農用地でないところについては、皆さん方をお願いして、現地確認後非農地化をしていくということです。

タイムスケジュールでは、8月から農地の利用状況調査、11月に意向調査をして、その後、非農地化を考えております。

それと農地パトロールです。これについては先ほど説明いたしましたけれども、遊休農地の発生防止、解消に向けての活動や無断転用の防止の取り組みということで、農業委員会に課せられた義務です。

このパトロールについては、今のところは利用状況調査、意向調査等もあつてなかなかできておりませんけれども、今年については、やはり無断転用が一番いけませんので、遊休農地の調査もありますけれども、随時パトロールも行っていくということで考えております。

ここに遊休農地の発生防止と書いておりますけれども、これにつきましては、皆様の地域活動の中でお願いできるならと考えております。

次に、真ん中辺に利用意向調査とありますが、この利用状況調査、意向調査につきましては、宮内・甲佐地区の農業委員さん、それと最適化推進委員さんでチームを組んでいただいております。

龍野地区は龍野地区、乙女地区は乙女地区、白旗地区は白旗地区ということで、4班体制でいたしてます。

この調査は、8月から11月ぐらいまでは、利用状況調査、利用意向調査をする

ようにしています。

それと12月ぐらいに全部の委員さんで集まっていただいて、違反転用のパトロールをするというところでしております。

次に、研修等ですけれども、これについては、4月から3月まで研修を入れておりますけれども、これも会長の冒頭のご挨拶にありました新型コロナウイルス感染の拡大防止ということで、会議等が一切行われておりません。

昨日だったですか、全国の会長会の中止というのも来ておりますので、一応予定は入っておりますけれども、いつからこの研修が始まるかというのはちょっと未定でございますので、今回はこういうような研修が1年間組んであるというところでご承知いただければと思います。

それと、その下の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定ということでございますけれども、農地の権利移動については皆さんが今審議していただいた農地法、それと、この農業経営基盤強化促進法があります。

この基盤強化促進法につきましては、町長から農業委員会長宛てに農地集積の諮問が来て、農地の権利移動について審議していただき、審議内容を町長に答申をしています。

その他、農業者年金については、農業者の方に年金加入を推進しますけれども、農業される方も高齢になっておられて、加入される方がなかなかおられません。

けれども、農業者年金の加入推進については促進していくということになっておりますので、広報活動、広報紙に掲載をしたりして加入推進していこうかと思っております。

それと、推進部長については、岡本会長と福永委員と松本委員だったと思いますが、推進員をして行ってもらいたいと考えております。それと併せまして、農業委員さん、あるいは最適化推進委員さんも、こういう人たちに農業者年金に加入を推進したらいかかなというのがございましたら、事務局のほうに報告いただきますとともに、皆さん方も推進していただければと考えております。

それと、次の人・農地プランです。これにつきましても農業従事者の高齢化とか、あるいは担い手不足ということで、農地の管理が難しくなっております。

しかしながら、解消策がなかなか見いだせないので、地域の農地については地域で守ってくださいという中、その地区ごとの人・農地プランを作ってくれということで、国のほうから指導があつているところでございます。

以前までは、人・農地プランは、作成すればよかったっていうか、つくることが目的になっていましたけれども、去年から来年まで3年間かけて実質化を目指すことになっています。

具体的には、それぞれの地区の農地の2分の1以上の集積が図られるよう、担い

手等、集積計画等を作ってくれということです。

まず、アンケート調査をして、次に、その地区におじゃまして、農業をされている人たち、あるいは地区外から農業をされている方等の把握をしながら、将来耕作できなくなる農地等を洗い出して、誰に集積していくかという話し合い活動を進めていくことで実質化をするということになっております。

今年も予定はしておりますけれども、先ほどの研修と一緒に、なかなかコロナウイルス等の影響で、今日はここに多くの皆さんが集まって会議をしておりますけれども、今、3密ということで、密室での会議等については、控えてくださいという通知もあっています。

このため、人・農地プランの会議もいつから始められるかというののちょっと疑問視されるところもあるかもしれませんが、これについては甲佐町が農業振興をどう図っていくか、あるいは農地をやって守っていくかというところにつながっていきますので、予定が立ったら皆さん方にお知らせしますので、ご参加をよろしくお願いいたしますと思います。

それと、一番下のところですが、3部会がございます。農地管理対策部会、農政対策部会、営農対策部会ということで、それぞれ内容等については、7月ぐらいから10月ぐらいまでこういう活動をしていきますよということで書いております。

農地管理対策部会については、農地の集積、集約化に伴うあっせん活動ということで、一応、7月から10月末ぐらいまでにしておりますけれども、この間だけしかしないということではなくて、この間は重点的にやっていこうということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、農政対策部会についても農地集積、集約化に伴うあっせん活動ということでしておりますけれども、同じようなことをお願いしたいと思います。

それと、営農対策部会にも同じようなところを書いております。少し違うのは、4月に、標準作業賃金の決定を予定しています。これは、定例会が終わった後で、営農対策部会の開催をご相談したいと思っております。この標準作業賃金につきましては、もうすぐ種まきが始まりますし、田植が始まりますので、その期間作業等についての賃金等を決めておく必要がありますので、今日、皆さんお集まりいただいて、またすぐ会議となると大変ではありますが、農業委員会で決める作業賃金を農家の皆さんが標準にされますので、皆さん方の忌憚のないご意見を伺いながら、標準作業賃金を決めていただきたいと思います。

それと、先ほども申し上げましたように、非農地化対策の検討を4月から6月末ぐらいまでにしたいなと思っております。

先ほども申し上げましたが、11月から12月ぐらいまでには、違反転用等の状況の

把握とか、農地等の利用権設定に関する活動を進めていきたいと考えています。

また繰り返しになりますけれども、冒頭で会長が言われました、今年の活動は非常によかったなあと1年が終われるような計画をしていきたいと考えております。

皆さん、農業委員、最適化推進委員さんのところはざっくり説明いたしましたけれども、大体こういう活動をするというのを書いておりますので、お帰りになってまたご一読していただければと思います。

令和2年度の業務活動スケジュールについては以上でございます。ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から、令和2年度の甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について詳しく説明がありました。何かご質問はありませんか。ありましたら、忌憚のない意見をお聞かせ願いたいと思います。

私たち農業委員や農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条、第17条の規定に基づきまして、町長からの任命や農業委員会からの委嘱を受け、昨年4月1日から甲佐町農業委員会として様々な業務を行ってきているところです。その中でも特に、一つ、農地行政の適正な執行、二つ目に農地利用の最適化の推進を図ることを最重要な業務として位置づけ、活動を行ってきているところです。

冒頭申しましたように、本年度は委員として2年目の年を迎えます。より充実した農地利用の最適化の推進が図られるよう、農業委員会活動を進めてまいりたいと思います。皆様のご協力を特に切にお願いをいたします。

具体的には、ただいま説明がありましたように、定例会における農地移動等の厳正な審議、二つ目に農地法に基づき、担い手への農地利用の集積・集約化の推進、三つ目には、農業者の将来の生活設計に役立てる農業者年金への加入推進、四つ目に甲佐町の農業振興が図られるよう各種会合等への参加、さらには農業委員、最適化推進委員の資質向上を目指した研修会への参加などに取り組んでまいります。

皆様からご意見等はいかがでしょうか。

事務局 すみません、説明が漏れていました。

9月に農業委員さん、最適化推進委員さんの合同の研修を組んでおります。

委員の皆さんの任期は、3年間でございます。

今年度は、農業委員会としてその間の2年目になられましたので、県外研修を考えてはおります。

しかし、先ほど申し上げましたように、コロナウイルスの関係で、研修に行けるかどうか分かりませんが、今の国の対策で9月頃にはウイルス蔓延の防止が徹底して、研修等に行かれるときには、今年は皆さんたち両委員さんたちで研修を

するということで、9月ぐらいの予定をお願いしたいと思います。

会 長 研修関係は今の事務局から言ったとおりです。何かご意見はないでしょうか。

特に事務局からも強調しましたが、非農地化については、荒廃農地のB分類に関わる部分で、皆さんが日頃の活動の中で、非農地化したほうがいいのではないかと
いうようなところがありましたら、ぜひ事務局のほうに連絡をしていただきたいと思います。
できますところからやっていかなくてもはいけませんので、ぜひその点をお願いしておきたいと思います。何かご意見はありませせんか。

それでは、意見がなければ、甲佐町農業委員会スケジュール（案）については、
私たちが活動する令和2年度のスケジュールとして、原案のとおり決定することに
賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

それでは、原案のとおり承認をいたします。

事務局 それでは、長時間にわたり、お疲れ様でした。

これで第1回定例農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 2 番

1 4 番